

令和 6 年 6 月 3 日

技3通 24-012

設計施工基準第3条に係る結果通知書

《あんしんリフォーム工事瑕疵保険》

アイジー工業株式会社 御中

株式会社住宅あんしん保証

技術管理部



令和6年5月27日付で申請のあった アイジールーフ改修工法 については、下記2. に掲げる部分が「あんしんリフォーム工事瑕疵保険 設計施工基準」に適合していませんが、申出内容の審査の結果、同基準と同等の性能を有するものであることを確認いたしましたので通知いたします。

記

1. 対象工法

アイジールーフ改修工法

アイジー工業株式会社が供給するスーパーガルテクトフッ素/スーパーガルテクト/スーパーガルテクトCの商品の直張工法/合板下地工法(カバー)/合板下地工法(葺き替え)において、同社が定める設計施工マニュアル等に基づき施工されたもの。

2. 第3条申出に基づき審査を行った部分

雨水の浸入防止をする部分のうち、次に掲げる部分

(1) 屋根の防水

- ① 屋根面と壁面の取合い部においては、壁面に沿って250mm以上かつ雨押え上端より50mm以上立ち上げる。(第9条第2項(4))

3. その他

- ・審査を行った部分の他は「あんしんリフォーム工事瑕疵保険 設計施工基準」に準拠することを条件とする。
- ・審査を行った部分に変更があった場合は、この書面の効力を失うものとする。
- ・保険契約申込みの際には、通知書の写しをご提出ください。

注意)この通知書は、大切に保管してください。